

一般社団法人 島根県理学療法士会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、島根県理学療法士会（以下「法人」という）定款42条に基づき、定款執行の円滑運用のために定める。

(会員に関する項)

第2条 定款5条に規定する正会員は、原則として公益社団法人日本理学療法士協会（以下「協会」という）

に所属するものとする。

- 2 正会員は勤務先、住所を変更したときは、Web又は文書にて届け出る。
- 3 勤務先を県外に移動した正会員は、この法人を退会したものとみなす。
- 4 自宅正会員が県外へ居住地を変更したときは、この法人を退会したものとみなす。
- 5 協会の正会員であって県内に転入してきたものは、この法人の正会員と認める。
- 6 休会の扱いは以下の通りとする。

(1) 正会員は、特別の事情がある場合、1年を単位とし、Web又は文書にて協会へ申請し、休会

することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(2) 休会期間満了時（年度末）までには、復会・休会継続・退会いずれかの申請を協会へ、Web又は文書にて行わなければならない。

(3) 休会満了時までいずれかの申請がない場合、この法人を退会したものとみなす。

(会費等に関する項)

第3条 定款7条による会費の年額及び入会金は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日時点において在籍している正会員の会費は、7,500円とする。
- (2) 名誉会員は会費納入の義務を有しない。
- (3) 入会金及び公益社団法人日本理学療法士協会会費は協会規定に従い納入する。
- 2 会費の減免については、以下のとおりとする。
 - (1) 休会中は会費を徴収しない。
 - (2) 転入会員であって、転出土会の当該年度の会費を納めた者については会費を免除する。
 - (3) 4月1日時点、満65歳以上かつ会員歴25年以上の正会員については、当該年度の会費を2,000円とする。尚、会員歴には、休会期間を問わない。
 - (4) 育児休業中の正会員は、当該の児の育児休業に関して1回に限り、年会費を2,000円とする。尚、育児休業期間の長短を問わず、多胎で育児休業期間が同一の場合の減額は1回とする。
- 3 会費減免の運用について、以下のとおりとする。
 - (1) 第2項(3)及び(4)号に定める会費の減免は申請を原則とする。また、会費の未納など、何らかの債務を負う会員には適用しない。
 - (2) 第2項(3)及び(4)号に定める会費の減免については、公益社団法人日本理学療法士協会の定める会費減免規定に準じて運用する。
 - (3) 会費減免の適用可否及び運用等については、理事会で判断する。

(協会代議員に関する項)

第4条 協会定款18条第(2)項、第(3)項により代議員を正会員から選出する。

- (1) 代議員はこの法人を代表し、総会で決議した事項を協会総会に付議し提案理由を説明する。
- (2) 代議員は協会総会の模様を総会等の機会を通じて会員に周知しなければならない。

(会務運営に関する項)

第5条 会務運営に関する項

- (1) 会長は、会務運営のために事務局、学術局、職能局、ブロック局、部および委員会を置く。
- (2) 副会長は、理事会の承認を得て理事の中より会長が任命する。副会長の代行順序は会長がこれを決定する。

- (3) 局長、担当理事は、理事会の承認を得て理事の中より会長が任命する。
- (4) 局長は局次長を設ける。尚、局長との兼務も可能とする。
- (5) 局次長の選任は各担当局長が行い、会長が任命する。尚、選任にあたっては当会在席士会員の中から行う。
- (6) 局次長の役務は、局長業務の補佐を主とし、会長が認める業務に従事する。
- (7) 局次長の任期は、当会役員任期規定と同じくする。
- (8) 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長が選任し会長が委嘱する。
- (9) 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長が選任し会長が委嘱する。
- (10) 部長、委員長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- (11) 各局、各部、各委員会は理事会の決定事項に基づき業務を執行する。
- (12) 事務局、学術局、職能局、ブロック局、部及び委員会の分掌事項は別表2に定める。
- (13) 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て特別委員会を設置又は解散することができる。
- (14) 会長は、必要に応じて理事会の承認を得て相談役を設置できる。
- (15) 会長が必要と認めるとき、部長、委員長、特別委員長及び相談役は理事会に出席して意見を述べるができる。
- (16) 会長は、会務運営に関し決定後速やかに会員に周知しなければならない。

(諸規定及びその細則)

第6条 定款及びその細則のほか、諸規定及びその細則を定め、目的達成の遂行にあたる。

2 諸規定及びその細則は次のとおりとする。

- (1) 旅費規程
- (2) 選挙管理規定
- (3) 慶弔規定
- (4) 表彰規定
- (5) その他の規程

(その他)

第7条 この規定により処理できない事項については、理事会で処理する。

附則

1. この規定は、理事会の議決により改定することができる。
2. この規定は、一般社団法人設立の日から施行する。
3. この規定は、平成27年4月1日一部改正により運用する。
4. この規定は、平成27年7月19日一部改正により運用する。
5. この規程は、平成27年10月3日一部改正により運用する。
6. この規程は、平成30年11月25日一部改正により運用する。
7. この規程は、令和4年6月19日一部改正により運用する。